

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

本プロポーザルは、令和 4 年度契約の準備行為であり、契約締結は、本業務にかかる予算が成立し予算配当がなされることを条件とする。

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和 4 年 3 月 2 日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区情報化基盤整備事業委託

(2) 業務内容

世田谷区の情報化基盤は、平成 2 7 年度に総務省から提示された情報セキュリティポリシーガイドラインに基づき構築されており、いわゆる「三層の対策」と呼ばれる仕組みで非常に高いセキュリティが実現できている一方、ネットワークが分割されていることによる業務効率やユーザビリティの低下が問題視されてきた。

コロナ禍に伴い劇的に変化を遂げる社会環境の中、国においても、情報セキュリティポリシーガイドラインの見直しや、自治体 DX 推進計画の策定など、自治体の改革を後押しする環境が整いつつある。

そのような時代背景の中、職員の生産性向上や ICT-BCP の強化、社会の変化への柔軟な対応を目指し、高い技術力、知識及び経験を持つ事業者を選定し、DX 推進を支える次期情報化基盤の整備及び運用管理を委託する。

Teams 等、職員の生産性を向上させるツールの環境整備及び利用支援

庁内ネットワーク全体の見直し（ネットワーク 4 層分離の実現）

新庁舎建設に伴うネットワーク設計及び構築

情報セキュリティ対策の強靱化

次期情報化基盤にかかる統合運用管理

ICT-BCP の強化に向けた世田谷区自営線網の見直し

(3) 履行期間

令和 4 年度の契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

契約は、単年度ごとに締結するものとする。各年度の契約は、当該契約の事業にかかる区の予算配当があること、前年度の履行状況が良好であること及び受託者に法令に反する事項など継続して業務を受託しがたい状況が無いことを契約締結の条件とする。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第

167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。

また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。

(2) 区から指名停止 (入札禁止) を受けている期間中でないこと。

(3) 区の競争入札参加資格を有すること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。

なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

履歴事項全部証明書

税務署が発行する納税証明書 (「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)

提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書
(営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可)

財務諸表 (過去 2 年間)

(4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 提案全体を通しての説得力、わかりやすさ (資料編集、提案及び説明能力の高さ)

(2) 省庁や他自治体での受託実績 (本事業に資すると考えられる民間企業に対する受託実績の記載も可とする)

(3) 各業務における実施手法の具体性、的確性、スケジュールの妥当性、区の負荷軽減に向けたアイデア等

(4) 本件業務プロジェクトマネジメント手法の妥当性

(5) 事業者及び業務責任者の実績、経歴、当該事業者のみ実現できる付加価値等

(6) 見積金額の妥当性

5 手続等

(1) 担当課

〒154-0016

東京都世田谷区弦巻二丁目 2 3 番 1 号

世田谷区 I C T 推進課 (世田谷区事務センター)

電話 : 03-3439-1511 F A X : 03-3439-2541

電子メール : 説明書交付時に提供する。

(2) 公募に関する質問

質問方法 電話若しくは FAX とする。

質問宛先 5 (1) に同じ。

受付期間 令和 4 年 3 月 2 日 (水) から令和 4 年 3 月 1 6 日 (水) まで

回答方法 電話若しくは FAX にて、都度、質問した事業者へ回答する。

- (3) 説明書 (実施要領、提案要求仕様書) の交付期間、場所及び方法
期 間 令和 4 年 3 月 2 日 (水) から 3 月 1 6 日 (水) まで
(土日祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時の間に交付する)
場 所 5 (1) に同じ。
方 法 交付を希望する者は、事前に電話連絡したうえで来所すること。
電磁的記録媒体 (DVD 等) にて無償配布する。
- (4) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法
期 限 令和 4 年 3 月 1 6 日 (水) 午後 5 時まで (必着)
申込先 5 (1) に同じ。
方 法 別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者
名及び地方公共団体への導入実績等を明記のうえ、持参または電子メ
ールにより提出すること。(郵送不可)
通 知 参加表明書の資格を確認後、3 月 1 8 日 (金) を目途に、各参加
表明者宛てに提案招請通知を発送する。
- (5) 説明書の内容に関する質問
質問方法 電子メールとする。
なお、提案参加表明書を提出した事業者からのみ受け付ける。
質問宛先 説明書に記載
受付期間 参加表明書提出後から令和 4 年 3 月 2 8 日 (月) 午後 5 時まで
回答方法 質問及び回答は質問者名を伏せて 3 月 3 1 日 (木) を目処に、提案
参加表明書を提出した全ての事業者宛てに電子メールで回答する。
注意事項 電子メールを送信後、必ず電話にて到達の確認を行うこと。
- (6) 提案書の受領期限、提出場所及び方法
期 限 令和 4 年 4 月 1 5 日 (金) 午後 5 時まで (必着)
場 所 5 (1) に同じ。
方 法 持参に限る。

6 審査

- (1) 書類審査
提出された提案書を評価基準に基づき審査し、上位 3 者程度の事業者を選定する。
選定結果は、メールにて通知する。
選定した事業者については、併せてプレゼンテーション審査の招請を通知する。
- (2) プレゼンテーション審査
書類審査合格者によるプレゼンテーション審査を行い、業務支援委託契約締結の優
先交渉事業者として選定する。
開催期日 別途、通知する。
開催場所 別途、通知する。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ
- (6) 費用負担
参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる業者の費用については、区では一切負担しない。
- (7) 提出物の取り扱い
本選定の過程において業者から提出された資料等については返却しない。
- (8) 透明性、公平性の確保
透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (9) 契約
事業者選定後、区と選定者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。
- (10) 詳細は説明書による。